

EQ1-09-001

%2\$1B

&

%2

B 218 B

2 目次

| | | |
|------|------------------------|---|
| 第1章 | 1 | 1 |
| 第1条 | (約款の適用) | 1 |
| 第2条 | (約款の変更) | 1 |
| 第3条 | (用語の定義) | 1 |
| 第2章 | 3 | 3 |
| 第4条 | (サービスの区分等) | 3 |
| 第5条 | (サービスの付加機能) | 3 |
| 第6条 | (使用する地球局設備) | 3 |
| 第7条 | (受信専用設備の据付け等) | 3 |
| 第3章 | 4 | 4 |
| 第8条 | 第1項 | 4 |
| 第9条 | (利用契約の種別) | 4 |
| 第10条 | (利用契約の単位) | 4 |
| 第11条 | 第1項 | 4 |
| 第12条 | (利用申込の方法) | 4 |
| 第13条 | (サービス利用開始日等) | 4 |
| 第14条 | (利用申込の承諾) | 5 |
| 第15条 | 第1項第3号 | 5 |
| 第16条 | (受信専用設備の設置等に係る手続) | 5 |
| 第17条 | 第1項 | 5 |
| 第18条 | (他人利用等) | 5 |
| 第19条 | 第1項 | 6 |
| 第20条 | (品目の変更の請求) | 6 |
| 第21条 | (サービス利用開始日の変更の請求) | 6 |
| 第22条 | (オプションの変更の請求) | 6 |
| 第23条 | (その他の利用契約事項の変更の請求の禁止) | 6 |
| 第24条 | (変更の請求に対する承諾) | 6 |
| 第25条 | 第1項 | 6 |
| 第26条 | (トランスポンダ障害等に伴う利用契約の変更) | 6 |
| 第27条 | 第1項第4号 | 7 |
| 第28条 | 第1項第6号 | 7 |
| 第29条 | (予約申込) | 7 |
| 第30条 | (利用開始時刻等) | 7 |
| 第31条 | (延長オプション) | 7 |
| 第32条 | (予約申込の承諾) | 7 |
| 第33条 | 第1項第5号 | 8 |
| 第34条 | (予約申込の取消し) | 8 |
| 第35条 | (予約申込事項の変更の請求) | 8 |
| 第36条 | (予約申込事項の変更の請求に対する承諾) | 8 |

| | | |
|-----|--------------------------------------|----|
| | (延長オプションの実行等) | 8 |
| %□ | □□□□ ----- | 8 |
| %□ | (トランスポンダの障害等に伴う予約申込の変更) | 8 |
| %%□ | □□□□ ----- | 9 |
| %□ | (利用契約者が行うサービスの利用の終了の請求) | 9 |
| %□ | (当社が行うサービスの利用の更新) | 9 |
| %□ | (利用契約者が行う利用の更新に伴う利用契約事項の変更の請求) | 9 |
| %%□ | □□ ----- | 9 |
| %□ | (当社が行う利用契約の解除) | 9 |
| %□ | (利用契約者が行う利用契約の解除) | 10 |
| %%(| □□□□ ----- | 11 |
| %□ | (サービスの提供の中止) | 11 |
| %□ | (サービスの提供の停止) | 11 |
| %%(| □□ ----- | 12 |
| %□ | (他社回線の接続の請求) | 12 |
| %□ | (他社回線の接続の請求の承諾等) | 12 |
| %%(| □□□ ----- | 13 |
| %□ | (利用回線の利用の制限) | 13 |
| %%(| □□□ ----- | 14 |
| %%□ | □□□□ ----- | 14 |
| %□ | (料金) | 14 |
| %□ | (料金の支払義務) | 14 |
| %□ | (支払いを要しない料金) | 14 |
| %□ | (解除料等の支払義務) | 14 |
| %%□ | □□□□ ----- | 15 |
| %□ | (料金の計算方法) | 15 |
| %%□ | □□□ ----- | 15 |
| %□ | (割増金) | 15 |
| %□ | (延滞利息) | 15 |
| %%(| □ ----- | 16 |
| %□ | (当社の維持責任) | 16 |
| %□ | (利用契約者の維持責任) | 16 |
| %□ | (利用契約者の切分責任) | 16 |
| %□ | (利用回線の修理又は復旧の順位) | 17 |
| %%(| □ ----- | 18 |
| %□ | (損害賠償) | 18 |
| %□ | (免責) | 18 |
| %□ | (受信専用設備に係る損害の取扱い) | 18 |
| %%(| □□□ ----- | 19 |
| %□ | (通信の秘密保護) | 19 |
| %□ | (スマートカードの貸与等) | 19 |

| | | |
|---------|---------------------|----|
| | (電波干渉に要する工事等) | 20 |
| %□ | (技術資料の閲覧) | 20 |
| %□ | (法令に規定する事項) | 20 |
| %□ | (その他の提供条件) | 20 |
| 4 □□□□□ | ----- | 21 |
| 4 □□□□□ | ----- | 21 |

%

B18

% 当社は、この第2種衛星通信サービス契約約款(第2種衛星通信サービス契約約款細則(以下「細則」といいます。))を含みます。以下「約款」といいます。)及び第2種衛星通信サービス料金表(以下「料金表」といいます。))を定め、これにより第2種衛星通信サービスを提供します。

□□

% 当社は、この約款を変更することがあります。この場合の提供条件は、変更後の約款によります。

□□

% この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

| 用語 | 用語の意味 |
|---------------|--|
| 1 電気通信設備 | 電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電氣的設備 |
| 2 電気通信サービス | 電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること |
| 3 専用サービス | 契約の申込等により指定された地点間において、電気通信回線を使用して符号、音響又は映像の伝送を行う電気通信サービス |
| 4 第2種衛星通信サービス | 当社が提供する専用サービスのうち、地球局設備、トランスポンダ及び受信専用設備を使用して、地球局設備の設置場所から指定された地点までの単方向の伝送を行うもの |
| 5 利用申込 | 利用契約の申込み |
| 6 利用申込者 | 利用申込をした者 |
| 7 利用契約 | 終日利用契約と随時利用契約 |
| 8 利用契約者 | 当社と利用契約を締結している者 |
| 9 終日利用契約 | 第2種衛星通信サービスを終日利用するための契約 |
| 10 終日利用契約者 | 当社と終日利用契約を締結している者 |
| 11 随時利用契約 | 第2種衛星通信サービスを随時利用(定められた時刻の間利用することをいいます。以下同じとします。)するための契約 |
| 12 随時利用契約者 | 当社と随時利用契約を締結している者 |
| 13 利用回線 | 利用契約に基づいて設置される電気通信回線 |
| 14 端末設備 | 利用回線の一端に接続される電気通信設備であって、一の部分の設置の場所が他の部分の設置の場所と同一の構内(これに準ずる区域内を含みます。)又は同一の建物内であるもの |
| 15 自営電気通信設備 | 利用回線の一端に接続される電気通信事業者(電気通信事業法(昭和59年法律第86号。以下「事業法」といいます。)第9条第1項の登録を受けた者及び事業法第16条第1項の規定による届出をした者をいいます。以下同じとします。)以外の者が設置する電気通信設備であって、端末設備以外のもの |
| 16 端末設備等 | 端末設備及び自営電気通信設備 |
| 17 人工衛星 | 当社が保有及び運用する人工衛星 |
| 18 トランスポンダ | 人工衛星に搭載された第2種衛星通信サービスの提供に係る電波中継器 |
| 19 無線設備 | 無線電信、無線電話その他電波を送り又は受けるための電氣的設備 |
| 20 無線局 | 電波法(昭和25年法律第131号。以下「電波法」といいます。)に規定される無線設備及び無線設備の操作を行う者の総体。但し、受信のみを目的とするものは除く。 |

| | |
|---------------|---|
| 21 人工衛星局 | 第2種衛星通信サービスの提供に係る、電波法施行規則(昭和25年電波監理委員会規則第14号。以下「電波法施行規則」といいます。)に規定される人工衛星に開設する無線局 |
| 22 地球局 | 第2種衛星通信サービスの提供に係る、電波法施行規則に規定される人工衛星局と通信を行うため地表に開設する無線局 |
| 23 地球局設備 | 第2種衛星通信サービスの提供に係る地球局の無線設備で、アンテナからベースバンド信号処理装置にいたる設備及び専らこれらの設備に使用される付属設備。地球局設備の設置場所、設備範囲等については細則に定めるところによります。 |
| 24 受信専用設備 | 第2種衛星通信サービスの提供に係る受信のみを目的として設置される無線設備で、アンテナから受信機にいたる設備及び専らこれらの設備に使用される付属設備 |
| 25 受信機 | 受信専用設備の一部をなす、入力された中間周波数のダウンリンク信号を復調し、ベースバンド信号を出力する装置 |
| 26 スクランブル | 通信の秘密保護のために、利用契約者ごとに行う伝送信号の暗号化 |
| 27 デスクランブル | 暗号化された伝送信号を元の伝送信号に復号すること |
| 28 スマートカード | 受信機に挿入される、デスクランブルに必要な情報を記憶する半導体集積回路を搭載したカード |
| 29 地球局設備等 | 地球局設備及び受信専用設備 |
| 30 アップリンク | 地球局から人工衛星局へ無線伝送する回線 |
| 31 ダウンリンク | 人工衛星局から受信専用設備へ無線伝送する回線 |
| 32 トランスポンダ障害 | トランスポンダが細則に定める仕様を維持できなくなった状態 |
| 33 警察機関 | 警察法(昭和29年法律第162号)による警察庁又は都道府県警察の機関 |
| 34 消防機関 | 消防組織法(昭和22年法律第226号)に規定する国又は地方公共団体の消防の機関 |
| 35 新聞社 | 次の基準のすべてを備えた日刊新聞紙を発行する新聞社 (1) 政治、経済、文化その他公共的な事項を報道し、又は論議することを目的としてあまねく発売されること (2) 発行部数が、1の題号について8,000部以上であること |
| 36 放送事業者 | 電波法の規定により放送局の免許を受けた者 |
| 37 通信社 | 新聞社又は放送事業者にニュース(35欄の基準のすべてを備えた日刊新聞紙に掲載し、又は放送事業者が放送するためのニュース又は情報(広告を除きます。))をいいます。)を供給することを主な目的とする通信社 |
| 38 国又は地方公共団体等 | 国、地方公共団体、それらの地方支分部局、又は主としてそれらの機関に衛星通信のサービスを提供する公益法人 |
| 39 消費税相当額 | 消費税法(昭和63年法律108号)及び同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法(昭和25年法律第226号)及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額 |

%

%

第2種衛星通信サービスには次の区分があります。

| サービス区分 | 内容 |
|---------|--------------------|
| データサービス | 符号の伝送を行うもの |
| 映像サービス | 映像及び付随する音響の伝送を行うもの |

2 第2種衛星通信サービスに係る次の事項は料金表に定めるところによります。

| 区分 | 内容 |
|-----------|--|
| 信号型式 | 伝送する信号の型式、方式等を示すもの |
| デスクランブル方式 | デスクランブルの方式を示すもの |
| 品目 | データサービスにあつては伝送する信号の速度を、映像サービスにあつては伝送する信号の品質を示すもの |

□□□

当社は、利用契約者の請求に基づき、当社が別に定める付加機能を提供することがあります。

□□□

当社は、細則に定める地球局設備により、第2種衛星通信サービスを提供します。

□□□□

当社は、利用契約者が指定する場所内の地点(本邦内に限ります。)に受信専用設備を設置し、これを利用回線的一端とします。

2 当社は、前項の地点を定めるときは、利用契約者と協議します。

3 利用契約者は、当社が設置する受信専用設備について、その基礎工事部分を含め利用契約者の責任と負担において仕様を決定し、調達し、据付けていただきます。その受信専用設備の仕様の決定にあたっては、利用契約者は、事業法、事業法関連諸規則、電波法及び電波法関連諸規則並びに当社が別に定める技術条件(以下「技術条件等」といいます。)を遵守していただきます。

4 受信専用設備を追加、変更、取り換え又は移転するときは、その追加、変更、取り換え又は移転に係る受信専用設備についても前3項を適用します。

%

%

%

利用契約には次の種別があります。

- (1) 終日利用契約
- (2) 随時利用契約

□□

当社は、第10条(利用申込の方法)の利用申込ごとに一の利用契約を締結します。

2 一の利用契約について利用契約者は1人とします。

%%□

%

利用申込にあたっては、次に掲げる事項を記載した当社所定の第2種衛星通信サービス申込書を当社に提出していただきます。

- (1) 利用契約の種別
- (2) サービス区分
- (3) 信号型式
- (4) 使用する地球局設備
- (5) デスクランブル方式
- (6) 品目
- (7) サービス利用開始希望日
- (8) オプション(料金表に定める料金算定に係る区分をいいます。以下同じとします。)
- (9) その他利用申込の内容を特定するための事項

2 前項の第(1)号から第(7)号までの事項は、一の指定に限ります。

%%□

当社は、前条(利用申込の方法)第(7)号のサービス利用開始希望日を基準に、第2種衛星通信サービスの提供に係る電気通信設備の有無等を考慮し、利用申込者と協議の上、第2種衛星通信サービスの利用開始日(以下「サービス利用開始日」といいます。)を定めます。

2 第2種衛星通信サービスの利用終了日(以下「サービス利用終了日」といいます。)は、利用契約者が第2種衛星通信サービスの利用を終了する日とします。

3 サービス利用終了日は、サービス利用開始日又は第31条(当社が行うサービスの利用の更新)に定めるサービス利用更新日から12ヶ月となる日が属する月の末日とします。但し、料金表に別の定めがある場合は、料金表に定めるところによります。

4 第2種衛星通信サービスの利用期間(以下「利用期間」といいます。)は、利用契約者が第2種衛星通信サービスを利用することができる期間で、サービス利用開始日からサービス利用終了日までの期間とします。

第18条

第18条 当社は、利用申込に対して、利用申込を受け付けた順序に従い、次に掲げる事項(以下「利用契約事項」といいます。)について記載した当社所定の利用契約書の締結又はこれに準じる承諾書をもって承諾します。但し、第39条(利用回線の利用の制限)の規定により優先的に取り扱われる通信を確保するため、第50条(利用回線の修理又は復旧の順位)の表に掲げる順位に従って承諾することがあります。

- (1) 利用契約の種別
- (2) サービス区分
- (3) 信号型式
- (4) 使用する地球局設備
- (5) デスクランブル方式
- (6) 品目
- (7) サービス利用開始日
- (8) オプション
- (9) その他利用契約の内容を特定するための事項

2 当社は、前項の規定に拘わらず、次のいずれかの場合には、利用申込を承諾しません。

- (1) 申込みのあった第2種衛星通信サービスを提供するために使用する電気通信設備が無いとき。
- (2) 申込みのあった利用回線を設定し、又は保守することが技術上著しく困難なとき。
- (3) 申込みのあった利用開始希望日に第2種衛星通信サービスの提供の開始ができないとき。
- (4) 利用申込者が第2種衛星通信サービスの料金、又はその他の債務(この約款の規定により支払いを要する料金以外の債務をいいます。以下この約款において同じとします。)の支払いを過去に怠り、若しくは現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
- (5) 申込みのあった第2種衛星通信サービスを提供することによって、当社が電波法、放送法(昭和25年法律第132号)及び電気通信役務利用放送法(平成13年法律第85号)に規定する放送(以下「放送」といいます。)を行うこととなるとき。
- (6) その他第2種衛星通信サービスに関する当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。

第18条

第19条

第19条 利用契約者は、前条(利用申込の承諾)の規定に基づき当社が行う利用申込の承諾後速やかに、当社が別に定める方法により、受信専用設備の設置等に係る事項(受信専用設備の設置場所、受信機の使用開始日、スマートカードの発行に係る事項等を含みます。)の申込等の手続を行っていただきます。また、当該事項を変更するときも、当社所定の手続を行っていただきます。

第19条

第20条

第20条 利用契約者は、第2種衛星通信サービスを利用契約者以外の者に利用させる場合は、その利用者をあらかじめ当社に届けていただきます。また、その利用者を変更するときも、あらかじめ当社に届けていただきます。

- 2 利用契約者は、第2種衛星通信サービスを利用契約者以外の者に利用させる場合は、この約款に基づく利用契約者の義務をその利用者にも厳守させ、また、その利用者が第2種衛星通信サービスの利用に関連してなす一切の行為について、当社に対してその責任を負っていただきます。

第18

第18

第18条 利用契約者は、品目の変更の請求ができます。但し、品目を変更する日(以下「品目変更日」といいます。)は、品目の変更を行う月の初日とします。

- 2 前項の規定に基づく品目の変更の請求は、品目変更日が属する月の前月15日までに行っていただきます。なお、利用契約者が品目の変更の請求を品目変更日が属する月の前月15日までに行わない場合は、変更の請求ができないことがあります。
- 3 当社は、前2項の規定に拘わらず、料金の増加に係る品目変更日については、利用契約者と協議します。

第19

第19条 利用契約者は、サービス利用開始日の変更の請求ができます。但し、サービス利用開始日の延期については、変更後のサービス利用開始日を、利用契約に定めた当初のサービス利用開始日から60日を超えない日としていただきます。

第20

第20条 終日利用契約者は、オプションの変更の請求ができます。但し、変更できるオプションの種類等については、料金表に定めるところによります。

第21

第21条 利用契約者は、第15条(品目の変更の請求)から前条(オプションの変更の請求)までの規定に基づく利用契約事項の変更以外の利用契約事項の変更の請求はできません。

第22

第22条 当社は、第15条(品目の変更の請求)から第17条(オプションの変更の請求)までの規定に基づいて利用契約事項の変更の請求があったときは、第11条(サービス利用開始日等)及び第12条(利用申込の承諾)の規定に準じて承諾します。

第23

第23

第23条 当社は、トランスポンダにトランスポンダ障害が発生し、又は地球局設備に障害その他やむを得ない事態が発生したため利用契約事項による第2種衛星通信サービスを提供できない場合で、利用契約の変更によって第2種衛星通信サービスを提供できるときは、利用契約者にその旨書面で通知します。利用契約者は、当社からその通知を受けたときは、通知受領後30日以内に利用契約を変更していただきます。

%

%

%

76e 随時利用契約者は、随時利用契約に係るサービスの利用にあたって、利用開始希望時刻、利用終了希望時刻（開始から終了までの時間を10分以上5分単位とします。）及び第23条（延長オプション）第2項に定める延長オプションに関する事項を含む予約申込を、当社が別に定める方法により行っていただきます。

- 2 予約申込は、利用開始希望時刻の24時間前までに行なっていただきます。
- 3 前項の規定に拘わらず、当社が取扱い上支障ないと認めたときは、前項の時刻を過ぎて予約申込を行うことができます。
- 4 当社は、予約申込を利用開始希望時刻の属する日（利用期間内に限ります。）の6ヶ月前の日から受け付けます。

%□

76a 当社は、第21条（予約申込）第1項の利用開始希望時刻、利用終了希望時刻及び第23条（延長オプション）第1項に定める延長利用希望時間について、第2種衛星通信サービスの提供に係る電気通信設備の有無等を考慮し、予約申込者と協議の上、当該予約に係る利用開始時刻、利用終了時刻及び延長利用予定時間を定めます。利用開始時刻から利用終了時刻までの時間（以下「利用時間」といいます。）は10分以上、5分単位とし、延長利用予定時間は利用終了時刻より起算して利用時間を超えない5分単位の時間とします。

%□

76b 随時利用契約者は、第21条（予約申込）に定める利用終了希望時刻より起算して、5分単位の連続した時間（利用開始希望時刻から利用終了希望時刻までの時間を超えないものとします。以下「延長利用希望時間」といいます。）で延長利用に係る仮予約（以下「延長オプション」といいます。）ができます。

- 2 随時利用契約者は、延長オプションを申し込む場合、第21条（予約申込）第1項の規定に基づく予約申込において、次に掲げる延長オプションに関する事項を指定いただきます。
 - (1) 延長利用希望時間
 - (2) その他延長オプションを特定するための事項

%□□

76c 当社は、予約申込があったときは、受け付けた順序に従い、前条（利用開始時刻等）の利用開始時刻、利用終了時刻及び延長利用予定時間を含む予約申込に係る事項（以下「予約申込事項」といいます。）について記載した当社所定の予約確認書をもって承諾します。但し、第39条（利用回線の利用の制限）の規定により優先的に取り扱われる通信を確保するため、第50条（利用回線の修理又は復旧の順位）の表に掲げる順位に従って承諾することがあります。

- 2 当社は、前項の規定に拘わらず、次のいずれかの場合には予約申込を承諾しないことがあります。
 - (1) 申込みのあった第2種衛星通信サービスを提供するために使用する電気通信設備が無いとき。
 - (2) 申込みのあった利用回線を設定し、又は保守することが技術上著しく困難なとき。
 - (3) 申込みのあった利用開始希望時刻に第2種衛星通信サービスの提供の開始ができないとき。
 - (4) 申込みのあった第2種衛星通信サービスを提供することによって、当社が放送を行うこととなるとき。

- (5) その他第2種衛星通信サービスに関する当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。

%□

第18

第18条 随時利用契約者は、予約申込の取消しの請求ができます。

第18条第1項

第18条 随時利用契約者は、予約申込事項のうち、利用開始時刻の変更の請求(1回に限ります。)、利用時間及び延長利用予定時間の変更の請求ができます。なお、予約申込事項の変更の請求は、利用開始時刻(利用開始時刻より前の時刻に変更を希望する場合はその時刻)の24時間前までに行っていただきます。

- 2 前項の規定に拘わらず、当社が取扱い上支障ないと認めたときは、前項の時刻を過ぎて予約申込事項の変更の請求ができます。
- 3 第1項の規定に基づき利用開始時刻を変更するときは、当該予約申込事項の請求を行った日から6か月を超えない範囲(利用期間内に限ります。)で指定していただきます。
- 4 第1項の規定に基づき利用時間の変更を請求する場合は、変更後の利用時間が10分以上5分単位となるよう、また、延長利用予定時間は変更後の利用時間を超えない5分単位の時間となるよう指定していただきます。

第18条第2項

第18条 当社は、前条(予約申込事項の変更の請求)の規定に基づいて予約申込事項の変更の請求があったときは、第24条(予約申込の承諾)の規定に準じて承諾します。

- 2 前項の規定に拘わらず、利用時間の延長に係る変更の請求については、承諾できないことがあります。

第18条第3項

第18条 随時利用契約者は、第22条(利用開始時刻等)に定める延長利用予定時間を実際に利用する場合、利用終了時刻の5分前までに、当該延長利用予定時間を利用時間に含めるための変更請求を当社に行ってください。

- 2 当社は、前項の請求があった場合は、第24条(予約申込の承諾)の規定に準じて承諾します。なお、利用終了時刻の直前までに当該変更請求がなかった場合は、第22条(利用開始時刻等)に定める延長利用予定時間は利用できません。

%□

第19

第19条 当社は、トランスポンダにトランスポンダ障害が発生し、又は地球局設備に障害その他やむを得ない事態が発生したため予約申込事項による第2種衛星通信サービスを提供できない場合で、予約申込の変更によって第2種衛星通信サービスを提供できるときは、利用契約者にその旨通知します。利用契約者は、当社からその通知を受けたときは、すみやかに予約申込事項を変更していただきます。

- 2 前項の場合において、予約申込事項と異なる予約申込事項によっても第2種衛星通信サービスの提供ができない場合は、利用契約者に予約申込を取消していただくことがあります。

第18

第18

- 第18条 終日利用契約者は、サービス利用終了日が属する月の前月の末日までに第2種衛星通信サービスの利用の終了を請求することができます。
- 2 随時利用契約者は、サービス利用終了日が属する月の3ヶ月前の月の末日までに第2種衛星通信サービスの利用の終了を請求することができます。
 - 3 前2項の請求に係る利用の終了日は、第11条(サービス利用開始日等)に定めるサービス利用終了日とします。

第19

- 第19条 当社は、利用契約者が前条(利用契約者が行うサービスの利用の終了の請求)の規定に基づく請求を行わない場合は、サービス利用終了日の翌日を第2種衛星通信サービスの利用更新日(以下「サービス利用更新日」といいます。)と定めて取扱います。
- 2 サービス利用更新日以降の利用契約事項は、利用契約者が第32条(利用契約者が行う利用の更新に伴う利用契約事項の変更の請求)の規定に基づき利用契約事項の変更の請求を行う場合を除いて、従前の利用契約事項と同じとします。
 - 3 第1項の規定に基づき新たに定めるサービス利用終了日は、前項及び第11条(サービス利用開始日等)の規定に基づくものとします。

第20

- 第20条 利用契約者は、サービス利用更新日の15日前までに、サービス利用更新日を変更実施日とする利用契約事項の変更の請求ができます。
- 2 前項の規定によるほか、当社は、前項の請求を第5節(利用契約者が行う利用契約事項の変更の請求)の規定に準じて取扱います。

第21

第21

- 第21条 当社は、次のいずれかの場合には、利用契約を解除します。
- (1) 第36条(サービスの提供の停止)の規定に基づく第2種衛星通信サービスの提供の停止をした場合で停止期間が14日以上となったとき。
 - (2) 利用契約者が第20条(トランスポンダ障害等に伴う利用契約の変更)の規定に基づく当社からの通知受領後30日以内に利用契約の変更を行わなかったとき。
 - (3) トランスポンダにトランスポンダ障害が発生し、又は地球局設備に障害その他やむを得ない事態が発生したため利用契約事項又は予約申込事項による第2種衛星通信サービスを提供できず、かつ利用契約の変更又は予約申込の変更による第2種衛星通信サービスも提供できないとき。
- 2 当社は、前項第(1)号又は第(2)号の規定により利用契約を解除するときは、あらかじめ、利用契約者にその旨書面で通知しますが、前項第(3)号の規定によるときは、口頭でその旨通知し、事後すみやかに書面で確認します。

- 3 当社は、利用契約者が料金その他の債務のいずれかの支払を遅滞したとき、又は第36条(サービスの提供の停止)第1項第(2)号から第(4)号の各号の規定のいずれかに該当する場合でその事実が当社の業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと当社が認めたときは、第2種衛星通信サービスの提供の停止をしないで、書面による通知によって、直ちに利用契約を解除します。
- 4 当社は、前3項の規定に基づき利用契約を解除しようとする第2種衛星通信サービスが、第39条(利用回線の利用の制限)の表に掲げる機関に係るものであるときは、あらかじめ、その利用契約者と協議します。但し、利用契約者が料金その他の債務のいずれかの支払を遅滞したときは、この限りではありません。
- 5 当社は、第36条(サービスの提供の停止)第2項の規定に該当した場合において、同条同項に基づく第2種衛星通信サービスの提供の停止をしないで、書面による通知によって、直ちに利用契約を解除することがあります。

114 4

利用契約者は、当社から次のいずれかの通知を受けたときは、通知受領後30日以内に書面による通知によって、利用契約を解除することができます。

- (1) 利用契約において、利用契約者の責に帰しえない事由に基づき第2種衛星通信サービス提供開始が利用契約に定めた当初の利用開始予定日より60日以上遅れる旨の通知。
 - (2) 第35条(サービスの提供の中止)第1項第(3)号の規定に基づき第2種衛星通信サービスの提供を中止する旨の通知。
- 2 利用契約者は、料金表に規定された第2種衛星通信サービスの料金の額が料金表の変更のため増加する旨の通知を当社から受けたときは、変更後の料金表の実施期日又はその実施期日以降の日を契約解除日として、通知受領後30日以内に書面による通知によって、利用契約を解除することができます。
 - 3 利用契約者は、トランスポンダにトランスポンダ障害が発生した場合であって、当社がそのトランスポンダ障害を知った時刻から当社がトランスポンダの復旧を通知した時刻までの時間が、連続24時間以上若しくは連続する30日の間に累計48時間以上となった旨の通知を当社から書面により受けたときは、書面による通知によって、利用契約を解除することができます。
 - 4 利用契約者は、地球局設備に障害が発生した場合であって、当社がその障害を知った時刻から当社が地球局設備の復旧を通知した時刻までの時間が、連続24時間以上若しくは連続する30日の間に累計48時間以上となった旨の通知を当社から書面により受けたときは、書面による通知によって、利用契約を解除することができます。
 - 5 当社は、利用契約者の責に帰し得ない事由に基づく受信専用設備の滅失又は毀損によって、第2種衛星通信サービスを全く利用できない状態が6か月以上継続すると当社が認めたとき又は全く利用できない状態と同程度の状態が6か月以上継続すると当社が認めたときは、利用契約者にその旨書面で通知します。利用契約者は、当社からその通知を受けたときは、通知受領後90日以内に書面による通知によって、利用契約を解除することができます。
 - 6 利用契約者は、前5項による事由以外の事由によっても利用契約を解除することができます。この場合、利用契約者は、そのことをあらかじめ当社に書面により通知していただきます。
 - 7 前項の場合の契約解除日は、当社が通知を受領した日が属する月の翌月の末日とします。

%

第18条

第18条 当社は、次のいずれかの場合には、第2種衛星通信サービスの提供を中止します。

- (1) 地球局設備の定期保守を行うとき。
 - (2) 前号以外の当社の電気通信設備の保守、工事若しくは電波法の規定に基づく検査のため、又はその他緊急やむを得ないとき。
 - (3) 第39条(利用回線の利用の制限)の規定により、第2種衛星通信サービスの提供を中止するとき。
 - (4) 随時利用契約に係る電気通信設備を使用して終日利用の専用サービスを提供するとき。
- 2 当社は、前項の規定により第2種衛星通信サービスの提供を中止するときは、あらかじめ、その旨を利用契約者に通知します。但し、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

□□□□

第19条 当社は、利用契約者が次のいずれかに該当する場合には、その事実が解消されるまで、第2種衛星通信サービスの提供を停止します。

- (1) 料金その他の債務のいずれかについて、支払期日を経過してもなお支払わないとき。
 - (2) 受信専用設備及び端末設備等に関し、第48条(利用契約者の維持責任)の規定に違反したとき。
 - (3) 第55条(スマートカードの貸与等)第4項の規定に違反して、スマートカードを他に転売、貸与、譲渡したことが判明したとき。
 - (4) 第14条(他人利用等)第2項の規定に違反した場合で、利用契約者以外の者のなす行為が前3号のいずれかに該当したとき。
- 2 当社は、利用契約者の第2種衛星通信サービスの利用によって、当社が放送を行うこととなるとき若しくは行うに至ったときは、第2種衛星通信サービスの提供を停止します。
- 3 当社は、第2種衛星通信サービスの提供を停止するときは、あらかじめ、その理由、提供を停止する日及び期間を利用契約者に通知します。但し、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。
- 4 当社は、提供を停止する第2種衛星通信サービスが第39条(利用回線の利用の制限)の表に掲げる機関に係るものであるときは、前3項の規定に拘わらず、その第2種衛星通信サービスの提供の停止について、あらかじめ、その利用契約者と協議します。但し、その停止が第1項第(1)号又は第2項の規定によるものであるときは、この限りではありません。

第18条

第18条

第18条 利用契約者は、利用回線の一端において、又はその利用回線の一端に接続されている端末設備等を介して当社以外の電気通信事業者が設置する電気通信回線を相互に接続する場合は、その接続に係る電気通信回線の名称、その接続を行う場所、その接続を行うために使用する電気通信設備の名称その他、その接続の請求の内容を特定するための事項を記載した所定の書面により、その接続の請求をしていただきます。

第18条第2項

第18条 当社は、第38条(他社回線の接続の請求)の請求があったときは、その接続に関し、その電気通信事業者の承諾が得られない場合を除いて、その請求を承諾します。但し、その接続が当社の業務等に支障を及ぼさないと当社が認めた場合に限りです。

2 当社は、相互に接続した電気通信により行う通信について、その品質を保証しません。

%

第18条

当社は、第2種衛星通信サービスの全部を提供することができなくなったときは、天災、事変その他の非常事態が発生し又は発生するおそれがある場合の災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信及び公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うため、次に掲げる機関に設置されている利用回線（当社がそれらの機関との協議により定めたものに限ります。）以外の利用回線による利用を中止する措置をとることがあります。

| 機 関 名 |
|----------------------|
| 気象機関 |
| 水防機関 |
| 消防機関 |
| 災害救助機関 |
| 警察機関（海上保安庁の機関を含みます。） |
| 防衛機関 |
| 輸送の確保に直接関係がある機関 |
| 通信の確保に直接関係がある機関 |
| 電力の供給の確保に直接関係がある機関 |
| ガスの供給の確保に直接関係がある機関 |
| 水道の供給の確保に直接関係がある機関 |
| 選挙管理機関 |
| 新聞社の機関 |
| 放送事業者の機関 |
| 通信社の機関 |
| 預貯金業務を行う金融機関 |
| 国又は地方公共団体の機関 |

第18条

第18条

第18条

第18条 当社が提供する第2種衛星通信サービスの料金は、料金表に定めるところによります。

第18条

第18条 利用契約者は、サービス利用開始日からサービス利用終了日までの期間について、料金表に規定する料金を支払っていただきます。

2 利用契約者は、第36条(サービスの提供の停止)の規定に基づく第2種衛星通信サービスの提供の停止の期間についても料金表に規定する料金を支払っていただきます。

(支払いを要しない料金)

第18条 利用契約者は、当社が、第35条(サービスの提供の中止)の規定に基づき第2種衛星通信サービスの提供を中止した場合で、終日利用契約にあつては12時間以上、随時利用契約にあつては10分以上その中止が連続したときは、中止した時間(終日利用契約にあつては12時間の倍数である部分、随時利用契約にあつては10分の倍数である部分に限ります。)に対応する料金(料金表に規定する回線利用料に限ります。)の支払いは要しません。

2 前項の規定によるほか、利用契約者は、トランスポンダにトランスポンダ障害が発生したとき、又は利用契約者の責に帰し得ない事由による地球局設備の使用不能(太陽雑音、激しい降雨、アップリンクの電波干渉その他当社が管理できない事情による使用不能は除きます。)により第2種衛星通信サービスを全く利用できない状態となった場合で、その利用できなかった時間(そのことを当社が知った時刻から起算した時間とします。)が連続して終日利用契約にあつては12時間以上、随時利用契約にあつては10分以上となったときは、その時間(終日利用契約にあつては12時間の倍数である部分、随時利用契約にあつては10分の倍数である部分に限ります。)に対応する料金(料金表に規定する回線利用料に限ります。)の支払いは要しません。

3 利用契約者は、前2項の規定に基づく場合のほかは料金の支払いを要します。

4 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。但し、返還する料金に対しては利息を付しません。

第18条

第18条 終日利用契約者は、サービス利用開始日の前日までの日に第34条(利用契約者が行う利用契約の解除)第6項の規定に基づき利用契約を解除したときは、料金表に規定する解除料を支払っていただきます。

2 終日利用契約者は、サービス利用開始日以降に第34条(利用契約者が行う利用契約の解除)第6項の規定に基づき利用契約を解除したとき、又は当社が第33条(当社が行う利用契約の解除)第1項第(1)号、第3項若しくは第5項の規定に基づき利用契約を解除したときは、解除料を支払っていただきます。

3 終日利用契約者は、サービス利用開始日以降に第15条(品目の変更の請求)の規定に基づき料金の減少に係る品目の変更を行ったときは、当該減少に係る解除料に相当する額を支払っていただきます。

- 4 随時利用契約者は、サービス利用開始日以降に第34条(利用契約者が行う利用契約の解除)第6項の規定に基づき利用契約を解除したとき、又は当社が第33条(当社が行う利用契約の解除)第1項第(1)号、第3項若しくは第5項の規定に基づき利用契約を解除したときは、それぞれの残余の利用時間に対して解除料を合算して支払っていただきます。
- 5 随時利用契約者は、第25条(予約申込の取消し)の規定に基づき予約の取消しを行なうとき、または第26条(予約申込事項の変更の請求)第1項の規定に基づき、利用時間または延長利用予定時間の短縮をともなう予約申込事項の変更の請求を行うときは、料金表に規定する取消料を支払っていただきます。
- 6 前5項の解除料及び取消料の算定の基準となる料金は消費税相当額を加算しない額とします。
- 7 第33条(当社が行う利用契約の解除)又は第34条(利用契約者が行う利用契約の解除)の規定に基づき利用契約が解除された場合で、支払を要しない料金その他の債務が当社に支払われているときは、当社は、すみやかにその料金その他の債務を利用契約者に返還します。但し、返還する料金その他の債務に対しては利息を付しません。

% □

BBB

Yes 料金の計算方法等は、料金表通則に定めるところによります。

% □

BB

Yes 利用契約者は、料金その他の債務の支払いを不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額(消費税相当額を加算しない額とします。)の2倍に相当する額に消費税相当額を加算した額を割増金として、当社が指定する期日までに当社指定の銀行口座に振込入金により支払っていただきます。

□

Yes 利用契約者は、料金その他の債務(延滞利息を除きます。)について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から起算して支払いの日の前日までの期間について年14.5%の割合で計算した額を延滞利息として、当社が指定する期日までに当社指定の銀行口座に振込入金により支払っていただきます。

第18

第18

第18 当社は、第2種衛星通信サービスの提供に係る当社の電気通信設備を事業用電気通信設備規則（昭和60年郵政省令第30号。）に適合するよう維持します。

第18

第18 利用契約者は、端末設備等を技術条件等に適合するよう利用契約者の責任と負担において維持していただきます。

2 利用契約者は、受信専用設備に関し、次の事項を利用契約者の責任と負担において行っていただきます。

- (1) 受信専用設備を技術条件等に適合するよう保守を行うこと。
- (2) 受信専用設備が技術条件等に適合しなくなったときは、その改善又は変更を行うこと。
- (3) 受信専用設備が故障又は滅失若しくは毀損したときは、その修理又は復旧を行うこと。

3 利用契約者は、前項の実施により第13条（受信専用設備の設置等に係る手続）の規定に基づく手続を行う必要が生じた場合は、速やかに当該手続を行っていただきます。

第18

第18 利用契約者は、第2種衛星通信サービスを利用することができなくなった場合であって、端末設備等に故障のないことを確認し、かつ受信専用設備に故障がないことを確認の上、当社に修理又は復旧の請求をしていただきます。

2 当社は、前項の利用契約者による確認に際して、利用契約者から要請があったときは、当社が別に定める方法により試験を行い、その結果を利用契約者に通知します。

3 当社は、前項の試験により第2種衛星通信サービスの提供に係る電気通信設備に故障がないと判定した場合において、利用契約者の請求により当社の係員を派遣した結果、第2種衛星通信サービスを利用できない原因が端末設備等又は受信専用設備にあったときは、利用契約者にその派遣に要した費用に消費税相当額を加算した額を支払っていただきます。

第18

当社は、利用回線が故障し又は滅失した場合に、その全部を修理し又は復旧することができないときは、第39条(利用回線の利用の制限)の規定により優先的に取り扱われる通信を確保するため、次の順位に従ってその利用回線を修理し又は復旧します。この場合において、第1順位及び第2順位の利用回線は、同条の規定により当社がそれらの機関との協議により定めたものに限りします。

| 順位 | 修理又は復旧する利用回線 |
|----|---|
| 1 | 気象機関に設置されるもの 水防機関に設置されるもの 消防機関に設置されるもの 災害救助機関に設置されるもの 警察機関(海上保安庁の機関を含みます。)に設置されるもの 防衛機関に設置されるもの 輸送の確保に直接関係がある機関に設置されるもの 通信の確保に直接関係がある機関に設置されるもの 電力の供給の確保に直接関係がある機関に設置されるもの |
| 2 | ガスの供給の確保に直接関係がある機関に設置されるもの 水道の供給の確保に直接関係がある機関に設置されるもの 選挙管理機関に設置されるもの 新聞社の機関に設置されるもの 放送事業者の機関に設置されるもの 通信社の機関に設置されるもの 預貯金業務を行う金融機関に設置されるもの 国又は地方公共団体の機関に設置されるもの(第1順位となるものを除きます。) |
| 3 | 第1順位及び第2順位に該当しないもの |

2 前項の規定に基づく利用回線の修理又は復旧の順位が同一のときは、次の各号の順序に従って、修理又は復旧します。

- (1) ①終日利用の電気通信サービス、②随時利用の電気通信サービスの順序
 - (2) 終日利用の電気通信サービスにおいては利用開始日の早い順序。
- なお、利用開始日が同一のときは、利用契約の締結の順序。

%

⑤

当社は、第2種衛星通信サービスを提供すべき場合において、当社の責に帰すべき事由によりその全部又は一部の提供をしなかったときは、その第2種衛星通信サービスの全部又は一部に係る利用回線が全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻から起算して、12時間以上その状態が連続したときに限り、当該第2種衛星通信サービスの利用契約者の損害を賠償します。

- 2 前項の場合において、当社は、利用回線が全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻以後その状態が連続した時間(12時間の倍数である部分に限ります。)に対応する当該第2種衛星通信サービスに係る料金(料金表に規定する終日利用契約に係る回線利用料に限ります。)を第2種衛星通信サービスの利用契約者が被った損害とみなし、その額に限って賠償します。
- 3 トランスポンダにトランスポンダ障害が発生し、又は地球局設備に障害その他やむを得ない事態が発生したため第20条(トランスポンダ障害等に伴う利用契約の変更)の規定に基づき利用契約の変更を行うときは、利用回線が全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻から同条の規定に基づき利用契約者が当社から利用契約の変更に係る通知を受領した時刻までの期間に限って、前2項の規定を準用して利用契約者の損害を賠償します。
- 4 前2項の場合において、利用回線が全く利用できない状態が連続した時間に対応する料金の額の算定にあたっては、料金表の規定に準じて取扱います。
- 5 第1項及び第3項の場合において、当社の故意又は重大な過失により第2種衛星通信サービスを提供しなかったときは、第2項及び第4項の規定は適用しません。

□

当社は、第2種衛星通信サービスの提供の開始が利用契約に定めた利用開始予定日より遅れた場合であっても、第51条(損害賠償)の規定に基づく損害賠償責任を負わず、又利用契約者がこれによって被る損害に対しても一切の賠償責任を負いません。

- 2 当社が端末設備等の接続の技術的条件の規定を変更したために生じる費用については、負担しません。
- 3 当社は、利用契約者から地球局設備に送られる信号の全部又は一部が滅失した場合において、利用契約者の被る損害に対して一切の賠償責任を負いません。

③⑨□□

当社は、受信専用設備の所有又は使用について利用契約者が被る一切の損害に対し、賠償責任を負いません。

- 2 利用契約者は、受信専用設備の所有又は使用が第三者に損害を与えた場合については、自らの責任と費用でこれを解決するものとします。

%

%

当社は、通信の秘密保護のために、利用契約に基づき伝送する信号を利用契約者(第14条(他人利用等)の規定に基づき第2種衛星通信サービスを他人に利用させている場合はその利用者を含みます。)以外の者が傍受できない措置をとります。

□

当社は、スマートカードを利用するデスクランブル方式が利用契約事項に定められた場合には、第13条(受信専用設備の設置等に係る手続)の規定に基づいて利用契約者が行う手続に従い、スマートカードを発行し、利用契約者に貸与します。

2 利用契約者に貸与したスマートカードの所有権は、当社に帰属するものとします。

3 利用契約者は、スマートカードを善良な管理者の注意をもって保管していただきます。

4 利用契約者は、スマートカードを他に転売、貸与、譲渡することはできません。

利用契約者は、スマートカードを破損、滅失、紛失した場合は、当社所定の方法により遅滞なく当社に届けさせていただきます。

5 当社は、スマートカードに係る用語を次のとおり定めます。

(1) デスクランブルの有効化とは、利用契約者の申込によりスマートカードのデスクランブル機能を使用できる状態にすることをいいます(利用契約者が複数のスクランブルを利用する場合は、スクランブルごとに行います)。

(2) デスクランブルの無効化とは、利用契約者の申込によりスマートカードのデスクランブル機能を使用できない状態にすることをいいます(利用契約者が複数のスクランブルを利用する場合は、スクランブルごとに行います)。

(3) スマートカードの使用開始とは、当該スマートカードに係る最初のデスクランブルの有効化を行うことをいいます。

(4) スマートカードの使用休止とは、当該スマートカードに係るデスクランブルの無効化(利用契約者が複数のスクランブルを利用する場合は、当該スマートカードに係るすべてのデスクランブルの無効化)を行うことをいいます。

(5) スマートカードの使用再開とは、使用休止されたスマートカードに係るデスクランブルの有効化を行うことをいいます。

(6) スマートカードの使用終了とは、サービス利用終了日若しくは契約解除日の到来、利用契約者が行うスマートカードの使用終了の申込、又は前項の届けにより、スマートカードの使用を終了することをいいます。

6 当社は、スマートカードに係る受信機の取扱いを次のとおりとします。

(1) スマートカードを挿入する受信機の使用開始日は、スマートカードの使用開始の日(スマートカードの使用開始の日がサービス利用開始日より前の日の場合は、サービス利用開始日)又はスマートカードの使用再開の日とします。

(2) スマートカードを挿入する受信機の使用の終了日は、スマートカードの使用終了の日又はスマートカードの使用休止の日とします。

7 利用契約者は、スマートカードの使用終了の日より30日以内に利用契約者の責任と負担において当該スマートカードを当社に返送して頂きます。

55

56 利用契約者は、当社が必要を認めるときは、受信専用設備に係る電波の受信のための電波干渉防止用フェンスの建築工事その他電波干渉対策を利用契約者の責任と負担において実施していただきます。

04

57 当社は、第2種衛星通信サービスを利用するうえで参考となる事項を記載した技術資料を、当社の指定する場所において閲覧に供します。

60

58 第2種衛星通信サービスの提供又は利用にあたり、法令に定めがある事項については、約款に定めるところによるほか、法令の定めるところによります。

0000

59 第2種衛星通信サービスにおけるその他の提供条件については、細則に定めるところによります。

4. w wã

% æ この約款は、平成19年3月1日から実施します。

% æ 利用契約者が当社の要請により当社の他の電気通信サービスの利用を終了し、新たに第2種衛星通信サービスの利用を開始する場合の取扱いは、当社が別に定めるところによることがあります。

4. □□□□

% æ この約款は、平成21年8月14日から実施します。

% æ 利用契約者が当社の要請により当社の他の電気通信サービスの利用を終了し、新たに第2種衛星通信サービスの利用を開始する場合の取扱いは、当社が別に定めるところによることがあります。

□□%2

\$1 ă

BWB 1-09-001

'19 3

- 1 ă

%

□21 8

-14ă

%

BFBBC CCC c | 3\$

ò1 úüT/O

1 - 1 4 - 1 4

TEL : 0 3 - 5 5 7 1 - 7 7 7 0